

消費者庁関連法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等
に対する意見の募集について

平成 21 年 6 月 30 日
内閣官房消費者行政一元化準備室

第171回通常国会において消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）が成立しました。これに伴い、これらの法律の施行に必要な事項を定めるため、関係政令の規定の整備を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当該政令案の作成の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 意見募集対象

- ・ 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令案
- ・ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の消費者庁長官に委任されない権限に関する政令案

なお、「国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等」（行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第1号）に該当するもの等については、意見募集の対象となりません。

2. 締め切り

平成21年7月29日（水）必着 ※郵送の場合は同日消印有効

3. 提出方法及び宛先

御意見については、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

(1) インターネット経由の場合：

下記URLのメールアドレスに送信してください。

[syohisagyousei@cas.go.jp](mailto:syouhisyagyousei@cas.go.jp)

(2) 郵送の場合：

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

内閣官房消費者行政一元化準備室 整備等政令等（案）意見募集担当 宛

(3) ファックスの場合：

ファックス番号 03-3584-1671

内閣官房消費者行政一元化準備室 整備等政令等（案）意見募集担当 宛

4. 記入事項

郵送またはファックスにてお送りいただく場合、以下の事項をご記入ください。インターネットによる場合は、投稿フォームに沿ってご入力ください。

- 【1】タイトル（「消費者庁関連法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等について」とご記入ください）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス
- 【7】御意見

（留意事項）

- ファックスでお送りいただく場合には、表題を「消費者庁関連法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等について」としてください。
- 郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。

5. お寄せいただいた御意見・個人情報の取扱いについて

〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、政令案作成の参考とさせて頂くとともに、御意見を整理した上で、主要な御意見について当府としての考え方をホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

また、氏名、職業、所属団体については、いただいた御意見の内容とともに公表させて頂く可能性がありますので御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場

合は、意見提出時にその旨書添えてください。

なお、電話での御意見については受付けの対象外とさせていただきます。

〈個人情報の取扱いについて〉

お寄せいただいた個人情報のうち、住所、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内要確認及び問い合わせへの回答等の連絡目的に限って利用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。

6. お問い合わせ先

内閣官房消費者行政一元化準備室 整備等政令等（案）意見募集担当

TEL：03-5575-1013